参考様式6

選挙運動用ポスター作成契約書

美里町議会議員一般選挙候補者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「発注者」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　（以下「受注者」という。）は、公職選挙法第143条の規定による選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

1　品　名　　公職選挙法第143条の規定による選挙運動用ポスター

2　数　量　　　　　　　枚

3　金　額　　　　　　　円（単価　　　　　円）（消費税を含む。）

4　納　期　　　　　　年　　月　　日

5　請求及び支払

　この契約に基づく契約金額については、受注者は、美里町議会議員及び美里町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定に基づき、美里町に対して請求するものとし、発注者はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

　なお、美里町に請求する金額が契約金額に満たないときは、発注者は受注者に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

　ただし、発注者が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、受注者は美里町に請求できない。

　発注者及び受注者は、本書２通を作成し、それぞれが記名押印の上、各自１通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

発注者　美里町議会議員一般選挙候補者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

受注者　住所

名称

代表者　　　　　　　　　　　　　　　　㊞